

食品安全委員会（第453回会合）議事概要

日時：平成24年11月12日（月） 14：00～15：23

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか6名出席

傍聴者：報道7名、役所9名、一般10名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・プリオン 1案件

牛のせき柱に係る食品、添加物等の規格基準の改正について

→厚生労働省から説明。

本件については、プリオン専門調査会において審議を行うこととなった。

・遺伝子組換え食品等 3品目

①チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ*B. t. Cry34/35Ab1* Event DAS-59122-7系統並びにアрилオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ40278系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種

②*Bacillus subtilis* DTS1451 (pHYT2G) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ

③除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネMON88302系統

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議を行うこととなった。

（2）農薬専門調査会における審議結果について

・「アメトクトラジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「フェンピロキシメート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。なお、「フェンピロキシメート」については、評価書（案）を一部修正の上、募集手続に入ることとされた。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「ジルパテロール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。なお、評価書(案)を一部修正の要否について確認の上、募集手続に入ることとされた。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「イミシアホス」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「クロラントラニリプロール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「シメコナゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ビフェントリン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ピリダリル」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

「イミシアホスの一日摂取許容量を0.0005mg/kg体重/日と設定する。」、「クロラントラニリプロールの一日摂取許容量を0.26mg/kg体重/日と設定する。」、「シメコナゾールの一日摂取許容量を0.0085mg/kg体重/日と設定する。」、「ビフェントリンの一日摂取許容量を0.01mg/kg体重/日と設定する。」、「ピリダリルの一日摂取許容量を0.028mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

(5) 除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統に係る見解について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

「今回の論文はNK603の安全性を再評価する必要性を示唆する知見とはなり得ない」との遺伝子組換え食品等専門調査会の見解を妥当なものとして認め、現時点では改めて食品安全委員会として食品健康影響評価を行う必要はなく、山添委員からの見解(案)を一部修正の上、食品安全委員会の見解とすることとなった。

(6) 食品安全委員会の9月の運営について

→事務局から報告。